

香取広域市町村圏事務組合救助隊規程

平成18年3月27日

訓令第15号

改正 令和4年2月22日訓令第4号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特別救助隊（第3条—第12条）
- 第3章 救助活動（第13条—第15条）
- 第4章 報告（第16条・第17条）
- 第5章 救助業務計画等（第18条・第19条）
- 第6章 補則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、火災その他の災害又は事故（以下「災害等」という。）における人命救助活動を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定め、救助体制の確立を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 救助業務 救助活動及び救助に関連するその他の業務をいう。
- （2） 救助活動 災害等により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者（以下「救助を要する者」という。）について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することにより、消防法（昭和23年法律第186号）の規定による人命の救助を行うことをいう。
- （3） 救助器具 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具をいう。

第2章 特別救助隊

（救助隊の配置）

第3条 前条の救助活動を行うため、消防法第36条の2の規定に基づき、佐原消防

署、小見川分署に救助隊を配置する。

(出動区域)

第4条 救助隊の出動区域は、香取市、東庄町、多古町とする。ただし、相互応援協定に基づく場合及び消防長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(指揮系統)

第5条 消防署長は、上司の命を受け救助隊員を指揮監督し、救助活動に関する事務の整理、関係簿冊及び救助器具等の整備保管について、消防長に対して責任を負うものとする。

(救助隊の編成)

第6条 救助隊は、省令に基づき救助工作車その他の消防用自動車（以下「救助車両」という。）及び救助隊員（以下「隊員」という。）5人以上をもって編成する。

2 救助隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって組織する。

3 救助隊長は、消防司令又は消防司令補、副隊長は、消防司令補若しくは消防士長、救助隊員は消防士長以下の階級にある者をもって充てる。

4 救助隊長は、上司の命を受け、救助隊員を指揮監督し、救助活動を円滑に行うように努めるものとする。

5 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 隊員は、常に救助業務遂行上必要な知識、技術の習得並びに救助器具及び救助車両の整備に努めるものとする。

(救助隊員の任命)

第7条 消防長は、救助隊員を任命する場合は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てなければならない。

(1) 消防大学校における救助科又は消防学校救助課程を修了した者

(2) 救助活動に関し、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者として、消防長が認定した者

(救助隊員の訓練)

第8条 救助隊長は、救助隊員に救助活動に関する知識及び救助活動に必要な技術の習熟及び体力、気力を保持するため次の各号に定める訓練を実施するものとする。

- (1) 救助技術訓練
 - (2) 水難救助訓練
 - (3) 救助用資機材取扱い訓練
 - (4) 体力練成訓練
 - (5) その他救助活動に関する訓練
- 2 消防長は、救助隊員に対し救助活動を行うに必要な知識及び技術を習得させるため、常に教育訓練を行うように努めるものとする。
- 3 消防長は、各種関係法令に基づき、救助活動に必要な資格を取得させるとともに、必要な講習会等を受講させるものとする。

(安全管理及び健康管理)

第9条 消防署長及び救助隊長は、前条の訓練実施に当たっては事故防止に万全の配慮をするものとする。

- 2 消防長は、救助活動の実施に当たり必要に応じ、救助隊長及び救助隊員に健康診断等を受けさせ健康状態を管理するものとする。

(救助隊員の服装)

第10条 救助隊員は、救助活動を実施する場合は、消防吏員服制基準（昭和42年消防庁告示第1号）に定められた救助帽（又は保安帽）、救助服及び編上靴を着用するものとする。

(救助事故等の種別)

第11条 救助事故等の種別を次の9種に分類する。

- (1) 火災（建物・以外）

火災現場において、直接火災に起因して生じた事故をいう。

- (2) 交通事故

すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。

- (3) 水難事故

水泳中の溺者又は水中転落等による事故をいう。

- (4) 風水害等自然災害事故

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。

- (5) 機械による事故

エレベーター、プレス機械、ベルトコンベア、その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。

(6) 建物等による事故

建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。

(7) ガス及び酸欠事故

一酸化炭素中毒その他のガス中毒事故、酸素欠乏による事故等をいう。

(8) 破裂事故

火災事故以外のボイラー、ボンベ等の物理的破裂による事故をいう。

(9) その他の事故

第1号から前号までに掲げる事故以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

(救助工作車、救助車両の表示)

第12条 救助工作車及び救助車両の側面には、「香取広域市町村圏事務組合消防署」と表示する。

第3章 救助活動

(救助隊の出動)

第13条 消防長又は消防署長は、災害等が発生した旨の通報を受けたとき、又は災害等が発生したことを知ったときは、当該災害等の発生場所、救助を要する者の数及び状態等を確認し、直ちに救助隊を出動させなければならない。

2 消防長又は消防署長は、前項に定めるもののほか、隣接市町村との応援協定、千葉県広域消防相互応援協定その他関係法令等に基づく応援要請があったときは、救助隊を出動させるものとする。

(救助活動)

第14条 消防長又は消防署長は、災害等の状況を的確に把握し、当該災害等の状況に応じた救助活動の実施に努め、必要と認めるときは他の市町村等の応援を求めるための措置を講じなければならない。

2 隊長は、救助隊の業務を的確に判断し、危険が予測される場合には隊員の安全管理を図るため、必要な処置を講じなければならない。

3 隊員は、習得した知識及び技術を最高度に発揮するとともに、救助器具を有効に活用して救助活動を行わなければならない。この場合において、隊員は、自ら

安全を確保するとともに、相互に安全に配慮し合い、危険防止に努めなければならない。

(現場保存)

第15条 救助隊員は、交通事故等現場保存を必要とする事故にあつては、現場警察官と連絡を密にし、警察官が現場にいない時は、できる限り現場保存の処置をとり、所轄警察署長に連絡するものとする。

第4章 報告

(活動の記録及び報告)

第16条 救助隊長は、救助活動を行った場合は、別記第1号様式に掲げる救助業務実施報告書に救助を要する者の状態、救助活動を行った年月日、氏名、年齢、性別及び活動概要等所要の事項を記録し、消防署長に報告するものとする。

(救助用資機材の点検整備及び報告)

第17条 救助隊長は、救助用資機材を定期的に点検整備し常にその機能の保持に努めるものとし、点検を行ったときは別記第2号様式に掲げる救助器具点検結果報告書により消防署長に毎月報告するものとする。

第5章 救助業務計画等

(救助活動計画)

第18条 警防課長は、特殊な救助事故の発生した場合における救助活動の実施について計画を作成しておくものとする。

2 消防署長は、毎年1回以上前項に定める計画に基づく訓練を実施するものとする。

(救助調査)

第19条 消防署長は、救助活動の円滑を図るため次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

- (1) 地勢及び交通の状況
- (2) 救助事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造
- (3) その他消防長が必要と認める事項

第6章 補則

(その他)

第20条 この訓令に定めるもののほか、必要ある事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記
第1号様式

救助業務実施報告書

出動総件数	組合件数	市町村件数	隊別件数	年 月 日		
				印		
管轄署所	現場最高指揮者		覚知者			
発生日時	覚知時刻					
指令時刻	覚知方法					
発生場所				区分		
事故種別	救助活動		救助人員 ()内は他機関	()		
その他の事由	出動隊数		出動人員			
他機関連携	活動隊数		活動人員 ()内は他機関	()		
気象状況	天候	風向	風速	気温	湿度	観測時間
	注意報・警報等					
通報者						
覚知内容						
事故概要及び現着時の状況						
活動概要						
救助活動に使用した機械器具等 ()内は、消防機関で保有していない物						
備考						

要 救 助 者 又 は 人 の 被 害								
氏 名	年 齡	性 別	住 所	傷 病 名	程 度	搬 送 車 兩	収 容 病 院	救 助 区 分
出 動 状 況								
出 動 隊 名	隊 長	機 関 員	隊 員	隊 員	隊 員	隊 員	活 動	
活 動 状 況								
出 動 区 分	出 動 車 兩	出 動 時 分	反 転	現 場 到 着	救 助 開 始	救 出 完 了	現 場 引 揚	帰 署 時 分
活 動 状 況 図								

第2号様式 (第17条)

救助器具点検結果報告書

年 月 日

救助工作車

点検者

㊟

分類	点 検 内 容	数 量	異 状 事 項	備 考
一 般 救 助 器 具				
重 量 物 排 除 用 器 具				
切 断 用 器 具				
破 壊 用 器 材				
測 定 用 器 具				

No. 2)

分類	点 検 内 容	数 量	異 状 事 項	備 考
呼吸 保護 用具				
隊員 保護 用具				
水難 救助 用具				
そ の 他 の 救 助 用 器 具				
そ の 他				